

名家連ニュース

令和 5 年 8 月 9 日 (水)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX(052) 846-5576 NO. 946 号

◆◆ 親亡き後の備え ④ 自筆証書遺言書保管制度 ◆◆

■ 遺言者は、遺言書保管所(法務局)に対して、自身の自筆証書遺言に係る遺言書の保管の申請を行い、遺言書を預けることができます。一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り返却されません。

■ 本制度の遺言書保管所⇒名古屋法務局では本局・支局11 か所で取り扱っています。

名古屋法務局の本局・支局の電話・窓口案内			
本局(供託課)	052-952-8111	刈谷支局	0566-21-0086
春日井支局	0568-81-3210	豊田支局	0565-32-0006
津島支局	0567-26-2423	西尾支局	0563-57-2622
一宮支局	0586-71-0600	豊橋支局	0532-54-9278
半田支局	0569-21-1095	新城支局	0536-22-0437
岡崎支局	0564-52-6415	申請受付時間は、平日8:30～17:15	

《自筆証書遺言書の保管の申請に必要なもの》

- 自筆証書遺言書 (A4 用紙、片面で綴じたり封のされていないもの)
- 申請書 (法務省指定の様式)
- 添付書類 (本籍及び筆頭者の記載のある住民票の写しなど)
- 本人確認書類 (マイナンバーカードや運転免許証など顔写真付きの身分証明書)
- 手数料 (遺言書一通につき 3,900 円 (収入印紙で納付))

《よくあるお問い合わせ》

- ※ 遺言の内容について、法務局職員(遺言書保管官)が相談に応じることはできません。
- ※ 本制度は、保管された遺言書の有効性を保証するものではありません。
- ※ 遺言書保管の申請をする際は、予約が必要となります。
- ※ 本制度で保管されている遺言書は、家庭裁判所の検認が不要となります。
- 申請等の手続は遺言者本人に、遺言書保管所にお越しいただいて行う必要があります。
- 遺言者死亡後、遺言者の相続人、受遺者等、遺言執行者等は遺言書の閲覧等を行い、遺言書の内容を確認することができます。

《法務省ホームページ》

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

《名古屋法務局ホームページ》

https://houmukyoku.moj.go.jp/nagoya/page000001_00105.html

自筆証書遺言書保管制度について

